

一般社団法人大多摩観光連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大多摩観光連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都青梅市に置く。

2 この法人は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都の青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡各町村及び山梨県北都留郡の丹波山村、小菅村地域における観光宣伝、観光客誘致及び観光資源の保全・開発等の事業を行うことにより、観光事業の健全な振興を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客の誘致
- (2) 観光資源の保全・開発及び観光地の美化
- (3) 観光案内所の管理運営
- (4) 観光に関する調査及び研究
- (5) 観光関係従事者の研修会の開催及び表彰
- (6) 地域イベントの管理運営
- (7) 観光土産品等の販売
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 前項1第号から第6号の事業は、継続事業として東京都及び山梨県において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別等)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の正会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その了承を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となったとき及び毎年、会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、その了承を受け、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(権利の消失)

第11条 会員としての資格を失ったものは、この法人に対する会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費その他この法人の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長にあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の会員を代理人として決議を委任する事ができる。

5 前項の規定によって行使した議決権は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事、監事は相互にこれらを兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第27条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

4 名誉会長、顧問及び参与には、第24条第1項及び第26条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「名誉会長、顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(理事会)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他の重要事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議かあったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門調査員会

(専門調査員会)

第33条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るために必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門調査員会を置くことができる。

2 専門調査員会の専門調査員は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。

3 専門調査員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免し、その他の職員は、会長が任命する。

4 事務局の運営に関して必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の内容についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に据え置きするものとする。

- (1) 監査報告書
- (剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第39条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会に諮らなければならない。

第10章 基金

(基金の募集)

第40条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返金しない。

3 基金の返還手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及びその方法その他必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人を解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告に掲載する。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報により行うものとする。

第13章 雑則

(細則)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業運営上必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記から施行する。

2 この法人の一般社団法人への移行後の最初の会長は、林田武とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。

附則2

この定款の一部変更は、平成30年7月27日から施行する。

附則3

この定款の一部変更は、令和5年10月26日から施行する。